(一)　第773号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　THE MIIKE　(毎月1日、16日発行) 昭和40年3月16日(火)

黒い霧の"三池港"

みいけ

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 8100番
編集兼発行人 澁田紀生

ただしい攻撃とただしい退却とをまちがえずには、勝利することはできないということを理解しなければならない。　(レーニン)
「共産主義における"左翼"小児病」より

組合日誌

3　月

1日　全支部1時間50分時限スト（夕張災害抗議・三池斗争）

4日　宮浦・三川坑内二番時限スト。坑内三番方方別スト。

6日　四山一番時限スト。三番方方別スト

7日　第14回大地評駅伝

10日　宮浦坑内二番時限スト。三番方方別スト。中執学習会（経済問題・九大小島先生）

11日　四山坑内一番時限スト。三川坑内二番時限スト。四山・三川坑内三番方方別スト。

14日　水道料金値上げ反対街頭署名（市内4カ所）四山支部全組長会議。CO患者総会。

16日　春斗諸要求貫徹、公共料金値上げ反対地域総決起大会。中央委員会

本格化する港務所合理化反対斗争

きたる四月一日、三池港務所は三井鉱山から分離・独立することになっています。

この問題は、昨年八月に従来の三井専用鉄道の「地方鉄道化」とつながる三井鉱山の一方的な合理化強行であり、つまるところは公共投資の名目で大資本の利益だけがはかられる「新産都市」につながるものとして、すでに大衆討議がつづけられたものです。

この「分離問題」については、昨年一〇月に中央交渉をもったが何ら具体的な労仂諸条件の提示もないまま「中断」されたまま今日に至っています。

われわれの基本方針

(1)会社側は、四月一日を前にするこの段階でも「労仂諸条件は当分の間は現行どおり」とか「就業規則は今後実態に見合った提示をする」というばかりでありいわば「第二会社化」という重大な問題にたいし誠意がない。

(2)企業内に仂らく者としての不安を労仂組合として対処するための団交権を軽視する会社のやり方にあくまで反省を求める。

(3)とくに第二組合幹部の「合理化に賛成する」という御用化路線が将来重大な実害をまねくことをはっきりさせ、第二組合員をふくむたたかいの決意をする。

(4)同じように六年前に分離が強行された三池製作所の現状も、労仂者の不満は高まり、昨年末の期末手当も炭労以下の三万六千円にすぎなかった。

(5)したがって「分離」が強行されても、港務所支部はあくまで三池労組の団結のなかでたたかう

具体方針の大綱

三池・夕張の無惨な災害にみる人命軽視や、労仂者の団結を破かいする不当労仂行為や、長時間労仂強制や、生産第一の合理化強行のあらわれであり、この不当に抵抗するたたかいが、われわれの具体方針において展開されなければならない。

三池労組としては二月二六日・三月一六日の二回の中央委員会であらためて全三池の意志統一となったのです。

(1)「分離」が強行されたあとの反合理化斗争の構えを一層強化する。港務支部だけの問題ではなく、第二組合員をふくむ三池全従業員の問題である。

(2)三月中旬に、具体的な交渉を行ない、会社側の態度を明らかにし、今後にそなえる。

(3)交渉事項としては、交渉権・労仂諸条件・組合活動など要するに会社側が当然明示すべき諸事項とする。

(4)今後は「港湾労仂者」としての正当な要求を提示し、具体的なたたかいで生活と権利を守る。

(5)市民の健康を破かいする公害や大衆課税強化により大資本の独占利潤を拡大するなど「新産都市」に反対する地域斗争を積極化する。

われわれは具体的な労仂諸条件と労仂者としての諸権利を守り高めるために、商法行為として強行できる「企業分離」に対する以上のようなたたかいの意義を、大衆討議によりさらに強化しよう。

命を守りケガをしない
保安団交・保安闘争

三池大変災でも、それまで六回におよんだ保安団交申し入れが、不当にも拒否され、保安監督局の「炭じん除去指示」が無視されました。

多少でも「頭をつかう者」なら「もうだまっていられない」はずであり、われわれは第二組合員と市民一般にたいし、確信をもってはたらきかける好機をえた。

「労資協調論と所得倍増政策」のでたらめさは、こんどさらにばくろされる宿命にあるからだ。

われわれは職場と地域において労仂者と市民の立ち場で、どうたたかい、どうはたらきかけるかをこの際、真剣に討議すべきである

大幅賃上げをめざす春斗へのわれわれの決意、それは反合理化・抵抗斗争の正しさを職場と地域で一人ひとりが実践することから、それを土台としてスタートされるのだ。

夕張でも、爆発一〇日前の二月一二日に監督局は「メタン・ガス除去指示」が出され、当日（二二日）会社側が「処理しました」と報告した五時間後の爆発だったし組合側は一四日に緊急団交を申し入れて対策を約束させたのに、実際に会社側が対策を実施したのは爆発前日の二一日だった。

このように、労仂組合の団交権を拒否したり事実上無視し、保安監督局の指示を履行しないという不当・不法は、三池・夕張だけの例ではないはずです。

石炭斜陽から経営危機という大大的なマス・コミを背景に「合理化」を提示し強行しているのは、そして会社側の冷酷な生産第一・儲け第一のために災害犠牲がどんどんふえているのは、なにも三池や夕張だけでなく、また石炭産業だけのことでもないからです。

三池労組は、ビラなどで周知のとおり、イヤがる会社側に抗議して、昨年一二月二二日・二月一四日・三月一日と三回にわたり「保安団交」を継続中です。

そのなかで、保安諸規程違反転制の処罰・現場対策会議の設置・保安作業の減收保障・高温（寒冷）歩増・保安資（機）材の確保などの諸要求を出していることはいうまでもありませんし、現場の保安サボや規則違反を具体的に執ように提示して、対策確立を要求中です。

しかし、これはなによりも一人ひとりの組合員の職場でのたたかいと団交とが一体で前進するものです。

われわれの要求（大綱）

①会社は諸規則を係員に守らせる
②人命・保安無視の係員の処罰
③危険・規則違反の作業指示には従わない

おことわり

二面の職場諸要求は三月一六日中央委員会で一部変更になりました。

主張
ことしの春斗への決意

どんな特徴があるか

第一＝米代の実質二〇％もの値上げいらいの諸物価の大幅値上げは「賃上げが物価高の原因だ」という政府・日経連のいいぐさが、どれほどデホくさいでたらめであるかをばくろしていること。

第二＝このことは「労資協調が生活向上となる」という第二組合幹部の御用宣伝の大ウソをばくろし、抵抗斗争の必要性を、すくなくとも心ある第二組合員にしらせていること。

第三＝夕張の大災害と昨年五月いらいすでに一二名の災害死亡者をだしている三池の現状から、生産第一主義の合理化強行にたいする家族ぐるみの会社批判が第二組合員にも燃えはじめていること。

第四＝福利関係など約二〇項目を「職場要求」として組織し、さきごろ第二組合幹部が会社となれあいで妥結したいくつかの福利問題の「矛盾」をあばき、われわれが全員の要求を会社につきつけたこと。

第五＝水道料金六〇％値上げなど、三井系大企業本位の「新産都市收奪」がいよいよ現実化し、企業外の市民としてのたたかいがますます認識されはじめたこと。

第六＝これらは要するに「国をあげての不況宣伝」にもかかわらず、春斗をじりじりと下から押しあげ、労仂者と市民一般との結びつきを固めつつあるということである。

われわれの決意

身にしみる生活の苦しさ、労仂者を人間あつかいしない職制への不満などは、三池・第二を問わぬまさに共通の実感である。